

障害者虐待防止等について

川口市障害福祉課

障害者虐待防止法

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

川口市虐待防止条例

目 的

児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止と市民及び関係団体の責務と地域社会の役割を明らかにし、虐待のない明るく住みよい地域社会を実現するもの

川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例
平成25年10月1日施行

第6条 関係団体の責務

虐待の防止及び養護者等に対する支援の職務に携わる職員等の資質の向上を図るための措置を講ずること。また、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力しなければならない。

第8条 通告又は通報

市民及び関係団体は、児童虐待防止法の規定による通告の義務、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による通報の義務を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにしなければならない。

「障害者虐待」の定義

障害者

障害者基本法第2条第1項に規定する障害者と定義。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- （ア）養護者による障害者虐待
 - （イ）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - （ウ）使用者による障害者虐待
- （第2条第2項）

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」（第3条）

障害者虐待の類型

種 類	内 容	例 示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、ける、たばこを押し付ける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト (放棄・放任)	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他養護者（支援者）としての義務を著しく怠ること	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る、他の施設職員の虐待行為を放置すること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける
経済的虐待	障害者の所持する年金度を流用するなど、財産の不当な処理を行うこと	同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分

早期発見・早期通報

虐待の疑いの段階
で通報義務がある

- ・虐待を受けたと思う障害者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない 【第7条、15条、22条】

第16条（職員が通報しても）

- * 刑法の秘密漏示罪、守秘義務違反には該当しない
- * 通報をしたことを理由に解雇・不利益な取扱いを受けない。

本市における障害者虐待通報・相談件数

- 令和3年度 59件
- 令和4年度 70件
- 令和5年度 83件
- 令和6年度 114件

養護者等による虐待対応事例①

内容	娘が父に抱きつかれたり、自宅で父に胸やお尻を触れられている。
通報者	同じ障害福祉サービス事業所を利用している知的障害者の母 通報というより、雑談の中から父の（本人）娘への行動が明るみになる。
本人の思い 母の思い	触られたりしたのは嫌だった。父から誰にも言わないよう言われた。嫌がっても繰り返し触られた。 抱きついたりしていたことは理解していたが、じゃれあいだと思っていた。本人がそんなに嫌だと思っているため、守らないといけなさと感じている。GHで自立した生活を営むことができればいい。
方法	自宅で父から聞き取り。飲酒をした後はかなり感情的になるとの母の話から、飲酒する前に自宅前で父を待ち伏せ、面談に至った。
結果	短期入所で保護した後、グループホームへ入居した。

※事例は一部脚色してあります

使用者による虐待対応事例②

内容	以前から精神的に不安定であることがあり、時間外勤務等については配慮されていたが、周囲の職員状況等が変わり、やむなく残業。病休を取得したが、その後は人事も降格された。
通報者	本人
通報者の思い	元の職種にもどしてほしい
方法	当該事業所への訪問。事実確認の為、人事担当者、上司と面談。
結果	人事については本人の病気への配慮からであり、今後の体調や仕事ぶりから元の職種に戻ることも可能。 これまで何度なく面談を実施し、本人状況の確認や仕事の割り振り等について話を継続している。

※事例は一部脚色してあります

障害者福祉施設従事者等による虐待対応事例③

内容	非常勤の男性職員が特定の男性利用者に対して、行動を制限する際に胸ぐらをつかむ、蹴るというような行動が見られた。何度か注意し支援会議でも取り上げたが、改善されないため通報に至った。
通報者	施設管理者・施設職員
通報者の思い	入所者に対して、適切な支援につなげてほしい
方法	当該事業所への訪問。事実確認の為、施設管理者、職員、本人と面談。
結果	本人は一部認めるも、支援体制が十分でないからだと主張。常勤、非常勤職員の間で、意思疎通の充実と支援方法の共有がなされるよう、市より是正改善通知を発出。

※事例は一部脚色してあります

障害者(児)虐待に共通な構図

- ①虐待は**密室**の環境下で行われる。
⇒送迎者やトイレなど多い
- ②障害者(児)の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで**エスカレート**していく。
⇒呼称や言葉遣い、声のトーンなども大切
- ③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。
⇒連続性の錯覚、慣れと感覚のマヒ

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「身体拘束」とは

身体拘束とは、拘束される障害者本人の意思に関係なく、本人や周りの人の安全のためという名目で、本人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を制限させることを指す。

【身体拘束の具体例】

①フィジカルロック

物理的な身体拘束をして身体の動きを制限すること。

例：車いすやベッドに紐やベルトで縛る。ベッドを柵で囲う。押さえつける。
鍵のかかる部屋に閉じ込める等。

②ドラッグロック

薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を制限すること。

例：行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用等。

③スピーチロック

言葉により行動を制限すること。

例：「ちょっと待ってね」「～しちゃダメ」「立ち上がらないで」等。

緊急やむを得ない場合の3要件

(切迫性)

障害者本人又は他の障害者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

(非代替性)

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手法がない(一時性)

身体拘束その他の行動制限が一時的で、できるだけ短い時間に限られたものである。

緊急やむを得ない場合の必要な手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人、家族等への十分な説明や同意
- ③必要な事項の記録

施設従事者等による虐待が起こる背景

★施設の風土、職員の倫理観

- 施設の方針として体罰の容認
- 弱い相手を対象にしているため、職員としての権威や裁量が増大する。
- 虐待ではなく指導、しつけと考えている。または利用者のためという思い込み。

★専門性の不足

- 専門的支援のスキルがないため、力で利用者を抑えようとする。
- 利用者の行動の原因を理解できないため、問題が長期化する。

★過度な安全管理

- 利用者の安全を理由に必要以上に管理を強める。

★虐待防止体制が整備されていない

- 利用者の声を聞くシステムがない。
- 職員の通告が生かされないシステム。
- マニュアル等が未整備。

★職員のストレス

- 勤務形態、待遇などへの不満。
- マンパワーの不足・・・疲労の蓄積。
- 相談できない

R4年度から義務化となっている項目

【虐待防止に係る取組み】

①虐待防止委員会の定期開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業者に対し周知徹底を図ることが義務化。

②従業者への研修の実施

研修の定期的(年1回以上)な実施が義務化。

③虐待防止のための責任者の設置

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者を配置することが義務化。

【身体拘束等の適正化に係る取組み】

(自立生活援助, 就労定着支援, 相談支援は対象外)

④身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化。

⑤指針の整備

事業所における身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化。

⑥定期的な研修の実施

従業者に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的(年1回以上)に研修を実施することが義務化。

まとめ

○不適切な支援は虐待につながる 「虐待」と「虐待にあたらない行為」は、明確に分けることはできない。

⇒ 不適切な支援は虐待につながる

○支援は個人で抱え込まない ⇒ チームとして取り組む。

○事業所として虐待が起きにくい仕組みづくり

⇒施設や事業所によっては「虐待の芽」を摘むため、自らが虐待や不適切な支援として申し出て、行政と一体となり取り組み始めている。

○日々の振り返りと利用者に対するアセスメントにより支援の質の向上に努める。

⇒周囲の雰囲気や利用者との関係性から、知らず知らずのうちにグレーゾーンにつながっていることも多くある。